

事業者各位

福井労働基準監督署長

火災による労働災害防止の取組について

平素は、労働災害の防止に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般当署管内の繊維工場において大規模な火災が発生し労働者 4 人が死亡した他、複数人が負傷するといった重大災害が発生したところであります。

火災発生の原因は現在も調査中で特定されておりませんが、火災は条件によっては一気に燃え広がり複数の被災者が出る災害であることから、本件災害を重く受け止め被災者を出さない取組が重要であります。

また、福井県全体の死亡者数は 6 月末時点で 9 人発生しており、前年一年間に発生した 10 人にせまる発生状況であることから、福井労働局では労働災害防止緊急対策強化期間を設定し労働災害防止対策の徹底について要請したところであります。

つきましては、労働災害防止緊急対策強化期間の取組に加え、火災による労働災害防止の取組として下記項目についても実施していただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 火災発生時における通報連絡、消火、避難誘導等の担当者を選任し、経営トップを中心とした防火管理体制を確立すること。
- 2 自動火災報知機、スプリンクラー、消火器等、消火設備の設置並びに適正に作動、使用できるための点検を定期的実施すること。
- 3 速やかに避難できる避難経路の設置や避難出口、消火器の適正数の配置について定め、労働者に周知させること。
なお、避難経路や避難出口については、煙、停電発生においても労働者を誘導できるための表示（蓄光式の標識、テープ等）をすることが望ましいこと。
- 4 火災発生時に、速やかに避難できるための避難訓練を定期的実施すること。
この場合、電動シャッターの開け方など停電を想定したものに配慮すること。
- 5 労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容変更時に火災発生時等における応急措置及び退避に関する教育を実施すること。
また、教育では製造又は取り扱う製品、材料等の可燃性の有無についても把握させること。

（裏面もあります。）

○火災防止、避難に関する主な労働安全衛生規則

労働安全衛生規則第 35 条（雇い入れ時等の教育）

事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のための必要な事項について、教育を行わなければならない。

7 事故時等における応急措置及び退避に関すること。

労働安全衛生規則第 265 条（火災のおそれのある作業の場所等）

事業者は、起毛、反毛等の作業又は綿、羊毛、ぼろ、木毛、わら、紙くずその他可燃性の物を多量に取り扱う作業を行う場所、設備等については、火災防止のため適当な位置又は構造としなければならない。

労働安全衛生規則第 289 条（消火設備）

事業者は、建築物及び化学設備又は乾燥設備がある場所その他危険物、危険物以外の引火性の油類等爆発又は火災の原因となるおそれのある物を取り扱う場所には、適当な箇所に、消火設備を設けなければならない。

労働安全衛生規則第 548 条

事業者は、第 546 条第 1 項の作業場又は常時労働者数 50 人以上の労働者が就業する屋内作業場には、非常の場合に関係労働者にこれをすみやかに知らせるための自動警報設備、非常ベル等の警報用の設備又は携帯用拡声器、手動式サイレン等の警報用の器具を備えなければならない。

労働安全衛生規則第 549 条（避難用の出入口等の表示等）

事業者は、常時使用しない避難用の出入口、通路又は避難用器具については、避難用である旨の表示をし、かつ、容易に利用することができるように保持しておかなければならない。

○福井労働局 労働災害防止緊急対策強化期間について

福井県全体の死亡者数が 6 月末時点で 9 人発生し、前年一年間に発生した 10 人にせまる発生状況であることから、福井労働局において労働災害防止緊急対策強化期間（実施期間は、令和元年 7 月 1 日から 8 月 31 日まで）を設定し労働災害防止対策の徹底について要請したもの。

詳細は福井労働局ホームページでご確認願います。